

第 44 回財務省 NGO 定期協議 議事録

◆日時：2010 年 6 月 8 日 15：00-18：00

◆会場：財務省 4 階 西 464 会議室

◆議題

はじめに（自己紹介）

NGO 側議題 1：ラオス・ナムトゥン 2 水力発電事業の商業運転開始と環境・社会影響について

NGO 側議題 2：IFC の社会・環境の持続可能性に関する政策・基準及び情報公開政策の改訂について

NGO 側議題 3：ADB セーフガード政策の解釈及び PID の運用方法について

NGO 側議題 4：国際協力銀行の地球環境保全業務について

NGO 側議題 5：サハリン I の環境社会配慮と JBIC の融資承認について

NGO 側議題 6：ODCD/コモンアプローチの改訂について

◆ 出席者：

【財務省国際局】

林 国際局審議官

開発政策課：米山補佐、玉木補佐

開発機関課：宮原課長、三浦補佐、渡辺補佐

参事官室：石田補佐

【NGO】

清水規子（FoE Japan）、渡辺瑛莉（FoE Japan）、波多江秀枝（FoE Japan）、満田夏花（メコン・ウォッチ）、木口由香（メコン・ウォッチ）、東智美（メコン・ウォッチ）、福田健治（メコン・ウォッチ）、伊藤雅隆（メコン・ウォッチ）、松本悟（個人）、石井陽一（トランスペアレンシー・インターナショナル・ジャパン）、望月章子（ADB 駐日代表事務所）、古沢広祐（JACSES）、鬼頭景子（JACSES）、石崎弘典（JACSES）、岸俊介（JACSES）、田辺有輝（JACSES）

審議官挨拶

MOF 林：

世界銀行、米州開発銀行、欧州開発銀行、アフリカ開発銀行でそれぞれ一般増資について合意がなされた。併せて世界銀行では途上国、新興国の発言権の改革についても議論がなされ、一定の結論が得られた。アフリカ開発銀行のアフリカ開発基金、世界銀行グループの IDA では、今年一杯を目途に次期増資の議論が行われることになっている。

今回、危機が起こってから G20 で議論してきた。世界経済も危機を脱して、危機後の経済・金融制度をどうするか議論をするはずだった。欧州があのような状況になり、この週末ハンガリーの話が出てきたが、欧州の経済・金融の困難が世界経済に影響を与えており、世界経済全体が危機から脱していない。一方、一部の新興国においては資金の流入が起こっており、ブラジルではどうやって過熱を防ぐかという議論になっている。他方、そうではない途上国にとっては良い状況になっていない。

世界銀行の分析でも、MDGs の達成状況は、景気が良い時には改善の歩みが遅いが、景気が悪くなった時には一気に悪化するという非対称性が言われている。先進国の財政状況が厳しい中でどう対応するか、IDA やアフリカ開発基金でどう対応するかが議論されている。

今日からまた新しい内閣が発足した。ODA 改革が議論されているが、日本政府として ODA をどうしていくか、今年予算編成でどうなるかは分からないが、より良い政策を打ち出すことを考えなければと思っている。

石井：

私ども Transparency International の本部はベルリンにあり、8 月に年次総会があった。これからは G8 から G20 に移るともいわれているが、もしそうになると、これまでの ODA の対 GNI0.7%目標など、G8 がサミットの際公約してきたことが反故になるのではないかという懸念の声もあったがどうか。

MOF 林：

サミット場で G8 がそれぞれ約束したことは取り組まなければいけない。対 GNI 比 0.7%の達成は厳しい情勢はあるが、引き続き努力していく。

満田：

私どもは、主に外務省と ODA の改革について議論している。私たちの関心は財務省とも重なっていると思うが、厳しい財政状況の中で ODA の選択と集中、そもそも ODA が目指していたところに向き、かつ環境社会リスクを効率的に除外するために ODA のレビューを踏まえて除外リストの設定を求めている。現在は外務省とのやり取りに留まっていて、なかなか議論が深まらない。財務省としてはどうか。

MOF 林：

ODA 全体のスタンスになると外務省、もしくは内閣官房になる。また、政治主導なので大臣がどう考えるかになる。

松本：

ODA 全体でみればマルチのお金はかなりあるし、今まで何度も議論されているバイとマルチをどう使うか、IFIs と国連機関はどう分けるか、そういう議論をしないといけない。もちろん政治主導はあるが、他方で MDBs について政治主導と言うほど政治の側で存じている方も多くない。そういう意味でいくと、財務省からマルチの経験を ODA 見直しのプロセスに入れているか、そういう機会がないのか、もしタッチしているならばどうなのか。

MOF 林：

新しい ODA のあり方については、外務省との間で活発な議論が行われている状況ではない。我々は普段から MDBs に接している経験から MDBs の知見をバイの援助にも反映させ、バイの経験を MDBs の政策に生かしたいと思っている。

松本：

せっかく ODA の全体見直しを夏までにやるのに、次の概算要求も睨みながらやっているのに、財務省、経産省が入って議論していないのでは成果物に対する不安がある。

MOF 林：

ご指摘のように外務省だけではないが、我々とはまだ活発な議論になっていない。

松本：

もう最終局面だと思うが。

議題 1：ラオス・ナムトゥン 2 水力発電事業の商業運転開始と環境・社会影響について

東：

この事業については、ご存知の通り 97 年の第 2 回の財務省 NGO 定期協議会から議題に取り上げており、10 年以上に渡って財務省の方々と NGO との間で議論してきた。2005 年に世界銀行・ADB が融資を決定してから 5 年が経ったが、我々が融資決定の際に持っていた懸念は、操業が始まった今の時点で現実のものになっている。コンセッション契約や世界銀行のセーフガード政策といった本来事業の環境社会配慮の環境社会影響の歯止めとなるはずの約束が守られないまま商業運転が開始されたと我々見ているが、今日はこの点についても財務省のお考えを伺いたい。まず初めに我々が抱えている問題意識を財務省の皆さんと共有するために、短いビデオをお見せし、その後、私が 2 週間前に現地に行ってきたのでその報告をさせて頂きたい。ナムトゥン 2 のプロジェクトサイトではないが、タイ、ラオスの農村部の人々がどのように自然資源を利用して生活しているかをお見せし、まずこのプロジェクトの影響を考える上での出発点を共有したい。

<ビデオを上映、映像解説は省略>

東：

<以下、プレゼン資料をもとに解説>短い映像だったが、ナムトゥン 2 のプロジェクトサイトでも事業が行われる前は、こういった形で被影響住民もタケノコやきのこを採り、川岸の野菜畑で野菜を育てる生活をされてきた。こういったことを念頭において、これから説明する影響について考えて頂ければと思う。

それでは、現地訪問の報告に入りたい。メコン川の支流のナムトゥン川を堰き止めてダムが作られている。発電後の水はナムトゥン川ではなく、導水トンネルを通してセバンファイ川に流される。そうすると、ナムトゥン川の下流では水量が減ってセバンファイ川の下流では水量が増える。今回訪問したのはダムの貯水池による移転村と、ダムから発電後の水が流されて増水するセバンファイ川の下流の 2 箇所。今回見えてきた問題を事業のコンセッション契約や世銀のセーフガード政策への違反という観点と、長期的な生計回復への疑問という 2 点から説明させて頂きたい。

まず、本事業は 3 月 15 日にフル稼働を始めた。事業のコンセッション契約や世銀のセーフガード政策において、商業運転までにやらなくてはいけない環境社会配慮上の要件が定められていた。我々は現地の状況を見るとそれらの要件が満たされていないと考えている。

一点目は、セバンファイ川の下流で清潔な水の供給が行われていないこと。コンセッション契約の中には、ダム湖に沈んだバイオマスが劣化することによって最初の数年間は水質が悪化する、それが下流に流されるのでセバンファイ川では生活用水として適さない、そのため実施企業であるナムトゥン 2 電力会社（NTPC）は、生活用水の設備を提供しなくてはいけない、と書かれていた。しかし、実際には、NTPC によって設置された井戸が故障していたり、井戸は水が出るが水質が悪くて使えなかったりということが起きている。

そうした中、ダムの操業後、セバンファイ川の水を利用した住民たちの中に皮膚病の被害が広がっている。これは 2008 年に撮った写真だが、もともとプロジェクトの社会開発計画等の中では水質の劣化を食い止めるためにきちんと貯水池のバイオマスをクリアしてその後水を貯める、と書かれていたが、写真にある通り樹木がかなり残ったまま貯水が始められた。これは水質悪化の一因だと考えられる。今回訪問した村の 1 つだが、NTPC が作ったものの水が出ない井戸がある。また、この地域は鉄分や塩分が水の中に含まれているようで、水浴びは出来ても飲料水としては使えないところがたくさんあった。この写真の人物は、セバンファイ川の下流の村の女の子だが、兄弟とセバンファイ川でダムの放流後、水浴びをしたところ皮膚に発疹ができ、非常に痒がって引っ掻いてしまうので化膿している。他にもセバンファイ川で、漁のために水に入ったり水浴びをしたりすることで発疹が出ている。今回訪問した全ての村で何らかの形で皮膚病の被害が出ていた。NTPC からは水質の悪化について何も聞いていないという住民がかなりいた。しかし、もともと社会開発計画やコンセッション契約の中にダムの操業数年後は水

質が悪化するので、生活に適さないことがはっきりと書いてある。NTPC は、きちんと警告をすべきだったが、そういうことが行われずに皮膚病の被害が広がっている。

2 点目は、事前の土地の補償が行われていないこと。これは、世界銀行のセーフガード政策の中には、土地の接收などを行う前にはきちんと補償しなくてはならないと書かれているが、ナカイ高原の貯水池が出来たところの移転住民の方々は、移転後 2 年経っても未だに水田や果樹の損失に対する補償を受け取っていない。それからセバンファイ川の下流で水が増水したことで、川岸の野菜畑が水没している。写真の中で柵が水に浸かっているのが分かると思うが、去年のダム放流前まではこれより 4 メートルくらい水位が低かったので、乾季の間、住民は野菜を作っていたが、放水開始後は水没してしまった。商業運転が開始される前に補償は完了していなかった。

3 点目は移転村の灌漑設備。これはコンセッション契約の中にもきちんと整地・灌漑された土地を支給すると書かれていて、また、世界銀行もこれまで NGO に対して商業運転を始める前には灌漑を終わらせると言ってきた。しかし、商業運転までに灌漑整備が終わっていない村がかなりある。さらに今回の調査で話を聞いたところ、村によっては補償農地の下に岩盤があって井戸が掘れないため、2010 年 5 月の時点で目途が立っておらず、いつ完了するのか見えない状況である。こういった形でタンクは出来ているが、村には灌漑が使えるようにはなっていなかった。

最後に別の角度から話したい。これまでも何度か移転住民の長期的な生計回復がうまくいっていないことを財務省定期協議でも挙げさせて頂いた。先程、ビデオでもお見せしたが、住民の方々は移転前は水田や焼畑で自給的な米作を行っていて、森にきのこやタケノコを採りに行って、コメが取れない年には飼っていた家畜を売ってしのぐ、という生活をしてきた。しかし、今、移転農地では水田が作れないので、生活手段は米作りから換金作物に移行せざるを得ない状況である。作った野菜、キャベツやトマトを作っても売るところがないのが現状である。また、米が取れない移転住民の方々は、0.66 ヘクタールの小さな補償農地で焼畑によって米を作っているが、休耕期間が取れず毎年同じ場所で米を作るので、土壌も収奪的で非持続的な農法で米作りが行われている。そういった中で米を買わざるを得ない住民の方々は貯水池の漁業に頼っているが、多くの専門家が指摘しているように、ダムの操業後数年経てば貯水池の漁獲量が減っていく懸念がある。そうした中、タケノコを採ったり家畜を放牧したりしていた所が水没したので、住民の方々が持っていたセーフティーネットが失われた。

これは移転前のナカイ高原の様子である。これは水田だが、刈り取った後の水田で牛の放牧が行われていた。これはほぼ同じところで取った写真で、こういった形で水没している。今、移転住民の方がどうされているかというと、この補償農地で焼畑によって米を作っている。これは今回、ナカイの市場で話を聞いてきたが、ナカイの中心地の市場では、移転村から来た野菜は全く見られなかった。話を聞いた所、野菜のほとんどは県庁所在地のタケウを経由して来ている。売っている人に聞くと、移転村で野菜を作っても、結局余ってしまうし、色々な所から集める方が確実に必要な数だけ注文できるので、移転村の人たちは作るのを止めてしまったと言っていた。これも 1 つ象徴的だったが、他の地域から移転村にタケノコを売りに来ているトラックである。移転住民の方々に話を聞いたら、移転前はタケノコを買

うことなんて全くなかった。しかし、今、タケノコを採る森は沈んでしまったので他の地域から来た人
たちからタケノコやきのこを買っている、ということだった。

世界銀行は、移転住民の多くが収入の2倍という目標を達成していると言っているが、2つの点から疑問
を持っている。まず、生活水準調査が公開されていないので、例えば移転した時に持っていた水牛を売
り払って得た収入など、一時的な収入が加算されて収入が2倍となっている可能性があること。これは
その何度も世界銀行を通じて情報公開を要求しているが、公開されていないので、収入の内訳は我々
には分からないところである。もう1つは移転後の住民は、米やタケノコなど、これまで買う必要のなか
ったものを買わなくてはならない生活になっていること。NTPC やそれを支援している世銀・ADB は移
転住民が如何に長期的な収入を得られるか、そのための生活手段を確保する責任があると思うが、一
方で地域の人の生活を考えた時に、今までその収入がなかった生活が貧しくて収入が2倍になったら豊
か、といった単純な話ではないことをラオスから遠くはなれた日本で暮らしている皆さんにもご理解を
頂いた上で問題を考えたい。

以上が現地訪問の報告で、ここから質問に入りたい。まず、この事業についてだが、参考として2005年
に世銀・ADB が融資を決定した後、財務省と NGO の間で持った財務省定期協議の特別セッションの議
事録を挙げさせて頂いた。この時、世界銀行やアジア銀行がこの事業を融資すべきかについて、融資す
べきでないとする NGO と、この事業を融資すべきだとする日本政府側の意見が全く正反対だったが、一
方でこの事業が環境面とか社会面で非常に大きなリスクを持っていて、ラオスという国がそういった大
きなプロジェクトを管理する上でまだまだキャパシティが足りないという視点では、財務省と NGO で意
見が共有できていたと理解している。当時の国際局参事官がおっしゃっていたように、ナムトゥン2ダ
ムはラオスにとって大きなチャレンジで、それを支援するのが国際機関のミッションであると、それで
日本政府としても賛成に踏み切ったとのこと。そのときに大きかったのが、日本政府、世界銀行の日本
理事が、世界銀行の事務局に対してこういったリスクの大きなプロジェクトに対してきちんと世銀とし
ては環境社会配慮を適切に実施できるのか、また予期できなかった不測の事態が発生した時に適切な対
処をできるのか、きちんと世界銀行の理事に対して事務局が報告の義務を果たすのかを確認し、それら
を世界銀行が確約したことを受けて、日本政府としては賛成したと伺っている。その中で、先程、現地
報告の中でお伝えしたように、商業運転の前に環境社会配慮の基準が満たされない中で事業がスタート
してしまった。我々としては、もともと約束されていた環境社会配慮上の基準が満たされなければ、そ
れがきっちりと対応されるまでプロジェクトの操業は停止して、きちんと環境社会配慮の段階を取るべ
きだと考えているが、これについて日本政府はどのようにお考えか、というのが質問の1点目。

2点目もそれに関連するが、先月メコン・ウォッチのスタッフと財務省の会合を持たせて頂いた際に、コ
ンセッション契約にはアダプティブ・マネジメントが記載されていて、条件が100%満たされていなければ運
転してはいけないわけではない、と発言があった。コンセッション契約は公開されていないので、
このアダプティブ・マネジメントがどういう文脈で出ているか我々には判断が出来ないが、一方で、私
自身の考えとして普通はプロジェクトに対してアダプティブに対応するというのは、予期していなかつ
た問題が起きた時により柔軟に対応するとか、現地に合った形で改善することだと捉えている。要件が

満たされなかったから基準を下げるとか、要件が満たされていないが多めに見てゴーサインを出すことをアダプティブ・マネジメントと言っているのであれば、非常に大きな問題だと捉えているし、そうするとコンセッション契約やセーフガード政策は意味がないものになってしまう。今回、いくつかの要件が満たされないまま商業運転に踏み切ったが、どういう根拠でこれをアダプティブ・マネジメントとして世銀・ADB が商業運転を認めたか。また、アダプティブ・マネジメントとして商業運転を認めたのであれば、いつまでに環境社会配慮上の条件を満たすといったような約束がされたのか、今後どのように今後の環境社会配慮を担保していくかが2点目の質問。

最後に今回の報告の中でもお伝えしたが、現地では皮膚病の被害が出ている。現地のタケク事務所と今回訪問した時に会合を持ち、この件についてもお伝えしたが、現在その原因を調査中ということだった。これは非常に問題だと思っていて、タイや他の国を見たときにも原因は調査したが対応が取られないことが起きている。今その状況を見たときに緊急に住民に危険性を周知するとか、給水を行うとか緊急の対策を打った上で更に長期的に安全な飲み水が手に入るような状況を作る必要があると思う。これは是非、財務省としても世銀・ADB を通じて働きかけて頂きたい。

MoF 渡辺 :

世銀・ADB で共通するところも多いので、まず私から ADB に確認したところを中心にお答えしたい。まず、商業開始前までにやるべきことがなされていないというご指摘だが、我々の認識だと、これまで3月以降、メコン・ウォッチと世銀・ADB との間でレターでの事実関係のやりとりをしていて、今は世銀・ADB からレターの回答を準備中と聞いており、その辺でもう少し事実関係が明確になると思っているが、これまでのレターのやり取りを踏まえると、商業運転開始までにご指摘があったような適切な水設備を供給することや、灌漑された土地を提供するコンセッション契約上の要件は満たされている、というのが世銀・ADB の回答となっている。

NGO からの指摘は、今回も現地に行かれた情報を踏まえた主張である一方、世銀・ADB も現地の事業会社とコンタクトを取りながら、データも踏まえて回答していると思われ、財務省としてどっちなのかを申し上げることに意味はなく、世銀・ADB が今後も現地視察を含めたモニタリングを継続し、水質や灌漑のスケジュール、補償など個別の要件が今後も改善されていくよう働きかけていくことが我々として最も重要であり、指摘がある点について改善すべきということを世銀・ADB に主張することが重要と考える。コンセッション契約においてご指摘の通り、商業運転前に灌漑が提供されることが要件になっているようだが、これはレターにもあったと思うが、世銀・ADB によると、その趣旨は商業運転開始前にリーズナブルな生活水準がこれによってしっかり満たされなくてはならないということであり、それを踏まえた上でアダプティブ・マネジメントを判断していると聞いている。また、遅れが生じていることは、世銀・ADB も認めているので、世銀・ADB 自身もウォッチしなくてははいけないし、我々も、世銀・ADB には引き続き働きかけていきたいと思う。

MOF 三浦 :

4月8日の世銀・ADB 書簡には、住民の生活水準調査の結果として、住民の生活が、住居、道路、所得

の面でも改善しているとの言及がある。世銀からはこういった結果を踏まえて、セーフガードポリシーと整合的であると回答を得ている。

MOF 渡辺：

ご質問の 2 点目で灌漑整備の設置が未完了という点につき、前回 5 月 14 日に福田さんと満田さんとお話させて頂き、その時、アダプティブ・マネジメントが乱用されている、言い訳に使われているのではないかと、現在の状況や今後の見通しを踏まえた上で適応しているのか、というご指摘があり、今回も同様のご指摘があった。以前から確認中だったが、いくつか確認できているところをお伝えしたい。

先程申し上げた通りコンセッション契約の中でアダプティブ・マネジメントは認められていて、今回どうという判断でアダプティブ・マネジメントを適用したかを我々から ADB に質問したところ、2010 年の 5 月末時点で、7 割弱、67%の灌漑整備が完了しているというのが ADB が聞いている報告であり、今後のスケジュールについては、天候などの現地の状況によって変わることがあるという前提であり、先程ご指摘があった岩盤が見つかったとの事実も踏まえた情報かは確認できていないが、大半の村、13/16 の村では 6 月中の完了を目指し、残りの 3 については、もう少し時間がかかって年内の完了を目指している、というのが ADB が受けている情報。アダプティブ・マネジメントをどういう場合に適応するのだが、先程ご指摘があったように現地の状況に合った形に変えていくという意味ではないか。現地で 2 つのパイロット村で実施してみたところ、灌漑設備をリデザインした方が良く、デザインの見直しをした方が良く、という結果が出た。そうした現地での状況を踏まえ、改善したモデルを入れることを現地の専門家も含めたパネルで合意に達したので、その関係で少し時間がかかるので、アダプティブ・マネジメントを適用するとの判断をしたと聞いている。

ご質問の 3 点目で皮膚病の関係と水質悪化の危険性だが、水質に問題があるかは、双方の事実認識に差異があるという話をこれまでにさせて頂いて、我々からも、水質に問題ないことを事業会社が主張しているのであればそのデータを公開してはどうかと世銀・ADB を通じて働きかけていたが、今回 ADB に確認したところ、本年 7 月になるとのことだが、プロジェクト会社側から、ウェブサイトを通じて水質モニタリングの結果を公開するとの報告を受けていると確認した。皮膚病に関しては、現地で原因分析が行われていることと、薬の配布などメディカル・プログラムが開始されているというのが ADB・世銀側の認識のようだ。また、原因分析の結果が出て、本事業のダム建設に起因する結果になるのであれば、事業会社、政府側もしっかり対策を取るべきなので、我々としては、そうした働きかけをしていくべきと世銀・ADB に伝える。また、既にその分析結果が出る前の段階であっても、皮膚病が大きく広がる状況であれば、それはこのダム事業に関わらず当地の保健セクターが何らかの対処をすべき問題だと思われることから、保健セクターの問題に世銀・ADB として出来ることはないか、注意喚起したいと思っている。

東：

まず、コンセッション契約と世銀のセーフガード政策については、これらが満たされているという話だったが、清潔な生活用水の支給に関しては、井戸がいくつ使えるかになると、我々の調査も専門的に何

ヶ月もかけて行なったわけではないので、事実認識に違いが出てくるのかも知れないが、一方で実際に今回訪問した村では隣の村から飲み水を買っているとか、セバンファイ川の水を今でも水浴びに使っている方々がいて、それが皮膚病に繋がっているのを見れば、井戸水が使われていない場合があることは分かる。井戸をいくつ作ったから水は適切に供給されていると言うのではなく、実際にどういう形で現地の人が使っているかが重要だと思う。また、世界銀行の回答の中にも具体的な数を挙げて井戸がいくつと書かれているが、2 回目のレターで指摘した通り、もともと最低でも 20 世帯に 1 箇所というのが、回答の中で挙げられている数字を計算しても 20 世帯に 1 箇所に満たないケースがある。こういう状況があるにも関わらず、コンセッション契約の要件が満たされているという判断はおかしいと考えている。また、ご回答の中になかったと思うが、土地に対する補償について、コンセッション契約の中にも、移転住民の中でもともと水田を持っていた人々には補償をすることが書かれているが、これに対して財務省として、または ADB・世銀としては要件が満たされていると考えているか、まずお伺いしたい。

MOF 渡辺：

補償のところは、生計水準が回復したかは生計調査をしていて 86.8%が Much Better で Better が 11.4%。合計 97.9%の方々の生計水準が向上していると回答しているというのが ADB・世銀側が認識している状況。野菜畑にかかる補償で、今後数ヶ月以内に補償を完了すべく手続きを終わらせることで、世銀・ADB が現地の生計の状況を改善しているとの報告を事業会社から受けていて、さらに野菜畑の補償等は時間がかかるがやる、と世銀・ADB がこれまで回答している。もう補償しないと主張しているならば、現地の状況をお伺いして補償する必要があるかを議論する必要があると思うが、もう少し時間をかけてもやると言っているので、そこはしっかりとやらせるのが、我々の役目と認識している。

満田：

ちょっと補足すると、前回私たちが伺った時から新しい発見があり、土地に対する補償がされていなかった。前回私たちはセバンファイ川沿いの野菜畑に対する補償がされていなかったと申し上げたが、それから東が調査に行き、水没する土地の補償もされていなかったことが分かった。これは由々しき事態である。今おっしゃったことはちょっと混ざっていると思った。補償しているかないかは割とクリアだが、生計が回復しているかはその先の話で、世銀のセーフガード政策には事前の補償が規定されていて、支払われていないとなると、セーフガード政策違反になる。

東：

満田のコメントと関連するが、世銀のセーフガード政策についてだが、例えば生計が回復しているとか、これから補償をきちんと行うという確約があった場合は、土地の接収が行われる前に補償が行われていないことを見過ごすことはできるのか。もう 1 つ、生計水準調査がどういう方法で調査されているかが全く公開されておらず、一部のデータだけがウェブサイトに出ている状況なので、どういう調査が行われたかが分からないが、ラオスの政治状況、社会状況の中で「生活が良くなったか」と世銀のスタッフが来て質問した時に、ほとんどの人は良くなったと答えるしかない。実際に現地に行った時にも、確かに家が良くなったとか道路が良くなったとか病院に行けるようになったと、移転住民の方々も移転後の生活が上がったと捉えている。一方で世銀のウェブサイトの中でも、悪くなったことは何かという質問

項目が公開されていて、その中には森や非木材林産物にアクセスできなくなったとか、移転して土地へのアクセスや土地の質が悪くなったというのが1番目、2番目として回答されている。それを見た時、先程の説明の中でも現地訪問の報告とビデオの中での報告にもあったが、家が綺麗になって、道路が出来て、生活が良くなったことをもって、それで本当に生活が上がったと見て良いのか、今までセーフティネットであった森林の喪失や今後持続的に生計を営んでいく土地がないことをどう見るかをきちんと世銀・ADB、実施企業にも考えて頂きたい。

満田：

今、東が申し上げたのは、どちらかというと生計だが、私が申し上げたかったのは補償の話である。補償がきちんと支払われているかいないかはどちらかであるわけで、かなり明確に違反と言えると思っている。私たちが伺いたいのは、世銀とADBが何を言っているかもさることながら、財務省としてのお考えである。仮に私たちが申し上げていることが、補償の支払がされていない、河岸農地への補償がされていない、その他に水の問題もあるが、一番明らかそうなものをもって世銀・ADBのセーフガードが満たされていないときに、当初の財務省のお約束も自動的に反故になっているのではないかと。私どもが今日聞きしたいのは財務省としてこの状況を、どうお考えになるかということ。

MoF 宮原：

私から申し上げますと、前回からの新事実として水没地の補償がきちんとされていないことは把握していなかったもので、急いで事務局に確認をしようと思う。事実と照らさないといけないと思うが、事実であるとすれば、満田さんがおっしゃるように、セーフガード政策に沿った対応になっていないことが推定される。そこは確認しようと思う。財務省の我々がどこに関心を持ってこの問題を見るかと言うと、過去の開発機関課長の答え方は復習していないが、まず見なければいけないのは、世銀の仕事の仕方、ガバナンスの問題として、決められたルールから明らかに逸脱している状況があれば、それは出資国の我々として、みんなが合意した通りやらなくてはいけない、という主張を世銀のマネジメントにしていかなければいけないと思う。その点で、今、満田さんから問題提起のあった事実については重要だと思う。もう1つ、世銀が開発途上国の成長と貧困削減のために、資金と知見を貢献するという部分と、言葉は古いが副作用のような、環境や地域住民への問題が起きる部分との、バランスをどう考えるかという、一番大きくて一番難しい問題。我々が東京にいて、皆さんから教えて頂くことは多々あるが、現場から離れた所にいて、個別の問題に具体的に意見を述べることは簡単ではないと思う。そういった意味で一般論になるが、環境や住民への負荷は出来るだけ小さくし、開発、貧困削減の効果を出すために、より良い事業にすべきということになる。

東：

今の点について、財務省の関心として、世銀のルールの逸脱をきちんとチェックして、対応することだったが、2005年に日本政府が融資を、世界銀行・ADBの支援に賛成した時に、きちんと事務局から半年に一度理事会に対して報告会を受ける、それを世銀が確約したので融資に賛成したと思うが、私が把握している限り、1年に1回レポートが出ているだけで、理事会に対する事務局からの報告会は2008年までしか行われていないと聞いている。これは非常に大きな問題だと思う。あの時、支援に賛成した

日本政府として、報告会の場を持って、日本政府として世銀がルールを逸脱しているのか、そうであればどういう対応を取るかを日本政府として責任を持って関わって頂きたいと思っている。

MOF 宮原：

そこも併せて状況を確認する。約束通りに報告が行われているかはもちろん重要な話だが、セーフガードポリシーという世銀が支援するときに事業主体の相手国にやってもらう、相手国もそれを了解した上で融資を受けるルールに明らかに齟齬しているかどうかという話とは、ちょっと性格が違うことかもしれない。いずれにしても両方確認する。

石井：

私は第三者的な立場であり、今日はじめて伺った話なのだが、補償とは具体的に何なのか。水没される前の農地と同じ条件の土地を移転先でもらったのか。たとえば、面積、土地の生産性、営農作物の市場性を比較して。もう一つは法律上の権利の問題。つまり、移転先の土地の所有権はどうなっているのか。いわゆる登記した地権証をもらっているのか。その辺の比較をなさっているのか。

MOF 三浦：

水没地の補償については、本日新たに教えて頂いたことだが、例えば川岸の耕作地については、補償のプログラムの実施が開始されていて、同プログラムに登録している人々が 65 村で 3000 人近くいて、という状況と認識しているが、そこまで詳細な、話はなかったと思う。

松本：

今のは大事な話だと思う、それを把握していないこと自体が重大だ。川岸の野菜畑の話は、私の記憶が正しければ 13 年間我々が言っていると思う。私が今日ここに担ぎ出されたのは 13 年前からやっているからだが、つまり玉木財務官が機関課長であった頃から、この話をさせて頂いている。何を言いたいかというと、融資してしまったら結局こうになってしまうから、融資前にどんな手段を使っても止めるべきプロジェクトは止めなくてはいけないと思ってしまう。つまり、融資前は本当に一生懸命財務省もやってくれたし、今日財務大臣になられる野田さんが野党だった時代に、野田さんを筆頭とする 27 人の野党議員はナムトゥン 2 に融資をするべきではないと申し入れを谷垣財務大臣にされた。それが理事会の 1 日前だった。それを重く考えられた当時の谷垣大臣、渡辺財務官、財務省の皆さんが、日本政府としてきちんと責任を持っているのでナムトゥン 2 の特別セッションを設けた。その時の渡辺財務官や石井参事官が重く受け止めたからこそ、こうして議事録を取る中での特別セッションを設けて頂き、財務省はどのような約束を世界銀行にさせたのか、財務省は人が変わっても何年経とうがちゃんと見ると、ある種の確約として、ああいう形で特別セッションの議事録が残っていることは、是非ご理解頂きたい。

本当は私なんか出ないで、その議事録が残っていれば良いが、幸か不幸か、私は残っているのでお伝えするが、財務省が世界銀行経由で色々とチェックされることは、できれば継いで頂きたい。本来スリランカにいる石井さんに申し上げたいが、ちゃんと書き残して、その後まで継いでいって欲しい。ラオス政府に委譲されるまで 25 年間。我々はお金と組織がある限り、誰かがそれを見続けると思う。それくら

いのことだと思う。我々は他人の人生の中に土足で踏み込んでいる。財務省も踏み込んでいるが、我々も踏み込んでいる。私は4年間いたし、東さんもこうやって現地に行かされている。我々みんなで現地に踏み込んでいる。踏み込んだ以上、やっぱりできるだけ早く彼らの生活が良くならないといけないと思う。

財務省なり世界銀行がこう言っている、ワシントンはこう言っている、現地はこう言っている、NGOはこう言っている、「まあ、皆さん色々言い方はあるけれど、良い方向にしましょう」だけでなく、是非一歩踏み込んで欲しい。私は財務省でそればかり言っているような気がするが、やっぱり踏み込んで欲しい。お願いするしかない。財務省の責任だとか何だとかではなく、是非踏み込んで、場合によっては課長自らナカイに行かれて、メコン・ウォッチのラオス語が堪能なスタッフたちと一緒に現地を歩いて、世界銀行の言葉もあるけど、日本政府を代表して考えたらこうであるとか対応して頂きたいと思う。水の供給にしても、畑にしてもそれは一義的な責任は企業にある。ラオス政府にあると言ってしまえば、それまでだけれども、日本政府も様々なグラントがあるわけだし、世界銀行の中にも信託基金もあるわけだから、色々日本政府としてツールを使って、早いところ問題を取り除いてあげて欲しい。我々も、止めると言うが、これは我々なりの流儀として。でも、本心では村人のことを真っ先に考えると、止めるのも良いがとにかく早く対応してあげて欲しいというのがある。そこは是非踏み込んで、宮原さんの代で少なくとも移転に関わる問題は一端解決して頂きたい。そのくらいのタイムリミットで次の課長を待たずに一端解決して頂きたい。

MOF 宮原：

松本さんがおっしゃられた本来引き継ぐべきところが出来ていないことは反省事項として引き継いでいかなければいけないと思う。事実確認をする上で、必要な情報があるかないかで確認のやり方が違ってくるので、どういう立場のどういう方から聞いた話か、先程おっしゃられた補償がなされていないファクトをどう確認されたかの情報を頂きたい。

満田：

補償の問題が解決された後の生計回復問題は重要な問題だと思う。ただ、私たちの重視したい点は約束。NTPC、世銀・ADB がした約束がきちんと果たされていることが重要だと思う。財務省は当時キャパシティ・ビルディングをおっしゃっていた。今も重要なことだと思うが、この種の事業において、約束をないがしろにしてしまうのは非常に良くないと思う。それから、移転住民の生計回復、補償問題も一方であるし、それに関連しているが、きちんと書いてあることは達成されることも私たちは重視しているので、そこら辺が満たされるまでは、やはり商業運転は止めるべきだと思っている。

MOF 宮原

さっき、松本さんおっしゃっていたが、実際、事業をしている現地政府の方がいくつか大事な点で問題意識を持って、約束通りしてくれれば、結構多くの問題は発生せずに終わっていると。当然そうだと思う。キャパシティ・ビルディングは大事だと考える。

松本：

私もナムグムダム、ナムソングダム、ナム・トゥンヒンブンダム、ホワイホーダムを見てきて、全部ダメだった。全部ダメといのは、我々から見ればダメで、向こうから見ればやっていると思うのかもしれないが。もっと言えば、住民の中に生活苦に陥る人がどのダムでもかなり生まれている。我々はラオス語が出来ることで声を聞き取れるが、それでも問題が起きてからはどんどん喋ってくれる。その前の時点に比べると問題が起きてからの住民は、あの国であってもぺらぺら喋ってくれる。これもない、あれもない、あれも出来なくなったと。それを考えた時、ラオスが自分で出来るようになるのは全くその通りだが、その間に何万人の人々の生活が苦しめられなくてはならないのかと思うと、少なくとも今日の前にいて、困っている人々には、何とか対応して欲しい。そこは二つあって、満田さんがいうラインもあって、じゃあ、また調査するというと、何日も何ヶ月も経って、その人達がおきざりにされるのはこれ以上続いて欲しくない。

東：

最後に一言だけ関連してだが、今まで状況を見てきて融資すべきでない、支援すべきでないと繰り返してきた。しかし、当時の参事官のミッションとパッションを持って支援していくという非常に力強い言葉があって、このプロジェクトを日本政府として賛成したと伺った。それが今の時点になって個別事業だからとか、ラオス政府の責任だからではなく、このプロジェクトに対して賛成票を投じた日本政府としてきちんと個別の問題に対応して頂きたいと思っているし、もちろんセーフガード政策の違反、逸脱がないように対応して頂きたいと思っている。

議題 2：IFC の社会・環境の持続可能性に関する政策・基準及び情報公開政策の改訂について

田辺：

昨年 9 月に IFC が社会・環境の持続可能性に関する政策・基準及び情報公開政策の改訂を開始した。なぜ我々が IFC を見ているかというと、IFC の行うプロジェクトに留まらず、他の ECA や民間銀行も IFC の基準を参照にしながら融資をしているので、国際的な開発金融で非常に影響が大きいと思っており重要な政策だと考えている。

今年の 5 月 5 日に、開発効果に関する理事会小委員会（CODE）において第 1 ドラフトに関する議論が行われ、その後、ドラフトが一般に公開された。これをもとに世界各地でコンサルテーションが予定されている。大きく分けて 3 つの問題がある。1 点目は、現在の IFC の政策から後退している点があること。2 点目は他の MDBs、特に ADB との比較で見た場合に ADB よりも基準が低い点があること。3 点目は IFC の CAO 自身が行っている評価も含めて、過去の教訓が十分に反映されていない点があること。これらの点については、5 月 5 日の CODE が行われる前の段階で我々も財務省にレターを出させて頂いたが、こういう事が起こらないよう指摘させて頂いた経緯がある。

質問の 1 点目は 5 月 5 日の CODE において日本理事からどのような発言があったのかだ。質問の 2 点目は、5 月 5 日の CODE において CAO の評価結果の概要とともに IEG の評価結果の概要が報告されてい

ると理解している。だが IEG のウェブサイトを見たところまだ公開されていないが、いつ公開されるのかという点。質問 3 について、既存の政策から後退している点、他の MDBs の基準よりも低い点、過去の教訓が十分に反映されていない点について財務省はどのように考えているか。

MoF 三浦：

ご質問の 1 点目の 5 月 5 日の開発効果委員会での発言内容については、議事の内容は非公開という前提で日本理事の発言内容をご紹介申し上げます。わが方の理事からは、ご指摘頂いた 3 つの点は全て踏まえて発言している。第 1 に、現行のパフォーマンス・スタンダードよりも後退したかに見える点について具体的な説明が必要だと指摘している。例えば、いくつか具体例があった方が議論は進むだろうという観点から改訂案を我々なりにレビューし、現行のスタンダードのもとで IFC が Financial Intermediaries の顧客に向けて行っている環境社会面でのマネジメントシステムの導入とか、適用のための顧客のトレーニングという部分が削除されているところ、過去の IEG の評価においても現地のスポンサーのキャパシティ不足が指摘されているところであり、継続して対応が必要なのではないかと、削除は不適當ではないかと指摘している。それから、改定案において IFC の投資によって影響を受けた人々が CAO に不服申し立てを行うに先立ってホスト国において行政（アドミニストレイティブ）手続やリーガルな手続（プロセス）の役割も検討しなくてはいけないことになっているが、より現地の事情に配慮した規定が必要ではないかと指摘した。

2 点目にご指摘頂いた点についても理事の発言で、本件のパフォーマンス・スタンダードの改訂に当たって、IFC 事務局が過去の問題案件の教訓を十分に踏まえることが重要である、例えば、過去に問題が発生した案件においてインプリメンテーションに課題があったと理解するならば、IFC のインベストメントオフィサーに如何にポリシーの適用を促して承諾後の案件管理やモニタリングを徹底するかという観点が重要だったのではないかと、そういう意味では、IFC においても組織運営面での対応が必要だと、ポリシーの改訂に加えてこうした面に関しても取り組むことを期待すると発言している。今後の課題として、他の MDBs との環境社会配慮基準との比較もするようにと発言している。

ご質問の 2 番目の点で、IEG の評価結果が公開されていないが、まだ理事会の日程は決まっていない。ウェブサイトでご覧頂ける理事会の日程では本件は 7 月 28 日にスケジュールされているが、ただこの日程は前後する可能性があるので、引き続きご覧頂きたい。

田辺：

IEG の評価結果概要が先日の CODE で出された資料に入っていると思うが、IEG の評価報告書はもう一回理事会で議論されるということか。

MoF 三浦：

そうだ。

田辺：

それは理事会ではなく CODE で議論されるということではないのか。7 月 28 日に CODE があって、もう一度議論された上で公開されるということか。

MoF 三浦：

そうだ。日程は変わるかもしれないが、IEG の World Bank Group Safeguard Evaluation という議題でスケジュールに載っている。

最後に頂いた点で、既存の政策から後退している点、MDBs の基準より低い点、過去の教訓が十分に反映されていない点についてご指摘頂き感謝している。こういうように CSO のみなさんから意見を伝えて頂くことは IFC や世銀グループにとっても貴重な提言だと思うので、今後協議が 7 月にも行われるし、年末にかけても行われるので、そういう場でまた指摘して頂ければ幸いだと思う。我々としても理事会において今後の議論の中で、他の MDBs との比較を明示するようにと指摘していく。今後の議論で事務局が適切に対応してもらいたいと思っている。

問題が発生した案件においては、ポリシーの実施に課題があったと理解しているので、IFC の投資担当官であるインベストメントオフィサーにきちんとポリシーの適用を促すことも必要であり、また IFC の組織面での対応も必要であり、さらに承諾後の案件の管理やモニターなども重要だと思っている。

田辺：

2 点あるが、1 点目は ADB のセーフガード政策の改訂のときに、総裁から改訂の前半の段階で今回の改訂においては基準を下げない、少なくとも現行のセーフガードの基準を維持するというコミットメントがあって、日本政府としても支持するという話があった。今回の改訂においても、IFC もそういうコミットメントをやらないと。そもそも IFC のプロジェクトで問題が起こっている中で、さらに下げるという話は良くない。IFC もコミットメントを出して日本政府も支持して頂く方が良いと思うが、その点についてお聞きしたい。もう 1 つは、今回 ADB との比較を出させて頂いているが、これまで 90 年代は ADB は世銀を後追いしていて、セーフガードについては世銀がトップを切って政策を作ってきた部分がある。最近になって ADB は、特に IFC と比較して、進んでいる部分が多々ある。これまで世銀の認識として他の MDBs との比較をする必要はなかったのかもしれないが、それは認識を改めて日本政府としても ADB が進んでいる点は確保するように働きかけて頂きたいと思っている。

MoF 三浦：

総裁のコミットメントについては、部内でまだ議論していないので個人的な意見になってしまうが、セーフガードポリシーが重要であるということと同時に、顧客が守るべきパフォーマンス・スタンダードをより厳しくすることで、その国での貧困削減にもたらすコストも考えなければいけない、それが我々の悩ましいところだと思っている。ADB については状況が追い抜かれている点もあるかもしれないが、資料でもご指摘頂いたが、そういう部分についてはよく比較することは理事会の中でも指摘したし、今後も理事会または委員会で議論していくので、言っていきたい。

田辺：

我々も IFC の担当者と議論したいと思っていて、IFC の担当者がもし東京に来る機会があればお知らせして欲しいと、機会があれば是非お会いしたいと思っているが、そのようなメールを送ったが、ずっと返信がない状態で、日本の NGO としても是非会いたいということをお伝えして頂ければと思う。

MoF 三浦：

それは是非やろうと思う。

清水：

私も別の人に 2 回も送っているが、すべてなしのつぶてだ。なぜ送ったかという、6 月か 7 月に IFC が日本に来ることが決まっていた、日本の関係者とは会うことになっているという情報があった。それであれば、私たちも、IFC のセーフガード政策にどれくらいの人に関心を持っているかは別にして、会いたいとメールを送ったが、なしのつぶてなので、是非お口添え頂ければと思う。

MoF 三浦：

では先方の連絡先をあとで教えて頂ければと思う。

議題 3：ADB セーフガード政策の解釈及び PID の運用方法について

田辺：

ADB のセーフガード政策については、2 つの議題がある。1 つは ADB のセーフガード政策の解釈についてで、昨年 ADB のセーフガード政策が改訂された。その後、情報公開についての変更に関するペーパーが ADB から出された。この中に、借入人等に対して移転計画書のドラフトや先住民族計画書のドラフトの公開が要件にならないと書いてある。しかし、住民移転計画に関する Policy Principles や先住民族に関する Policy Principles を見ると、両ドラフトを公開することが規定されている。また Policy Delivery Process のパラ 73 では、借入人等が遵守すべき対象として Policy Principles が含まれている。従って、移転計画書ドラフトや先住民族計画書ドラフトの公開は ADB の公開もさることながら、借入人の公開が要件であると理解している。本件について ADB 事務局に問い合わせたところ、Policy Principles では文章の後半部分の被影響住民に理解可能な様式及び言語という点に力点が置かれている、Brochure、リーフレット、ブックレット、もしくはドラフト形式での公開が可能である、と回答があった。それから、移転計画書ドラフト及び先住民族移転計画書ドラフトの公開については借入人等の移転要件にならないというのが ADB の解釈であるという回答があった。

質問 1 としては、この件に関してこの ADB の解釈について財務省はどう思っているのかを伺いたい。仮に、借入人等のドラフト公開が要件にならないとしたら、旧政策からの後退になってしまうと考えられるが、財務省としてはどう考えているか。質問 2 としては、同じく Policy Principles に情報公開の規定として入っている移転計画書及び先住民族計画書の完成版および更新版、それから環境アセスメント報告書のドラフト・完成版・更新版の公開、環境・移転・先住民族のモニタリングレポートがそれぞれ Policy

Principles 上で公開の要件になっているが、果たしてこれらの要件がどうなるかをお伺いしたい。

Project Information Document (PID) の運用方法については、2 月に ADB が融資検討中であったネパールの西セティ水力発電所事業の民間セクター融資および公的セクター融資の PID が突然ウェブサイト上から削除された。現在は Technical Assistance の PID のみが掲載されている状況である。この案件では、現地の新聞報道等では事業会社で大量解雇が発生していることや、事業地の情報公開センターが閉鎖されているとのことである。本事業の PID が削除された背景・理由について ADB 事務局に問い合わせたところ、プロジェクトが流動的であるため回答できないとのこと。

質問 3 だが、PID の運用方法のルールが存在するかどうか、通常どのような場合にサイト上から削除されるのかをお聞きしたい。質問 4 としては、今回西セティの水力発電所事業の PID が削除された理由は何かをお聞きしたい。質問 5 としては、もし西セティ水力発電所事業の融資検討を継続しているのであれば、PID を引き続き公開するべきではないか。もし終了したのであれば、ADB として終了したことをきちんと説明する責任があると思うが、財務省の見解をお聞かせ頂きたい。質問 6 としては、このようなことがないよう融資検討が終了したのであれば説明をした上で PID の変更について説明するプロセスをルール化する必要があると思うが、見解を伺いたい。

MoF 渡辺：

セーフガード政策上の規定に関してだが、どのようなやりとりをされたのかメールも拝見して、それを基に ADB の担当者に我々としても確認した。私自身も SPS を改めて確認したところ、移転計画書ドラフトを Disclose すると明確に書いてあり、それが借入人の義務にもなっているので、解釈のしようはなく、当然公開なのだろうというのが我々の考えである。ADB にも確認したところ、そういう回答だった。明確に公開になるという回答を我々も得ているので、そこは疑念があれば改めて ADB に言って頂ければと思う。ADB からのメールでも Disclose しないとは書いていなくて、Disclose の仕方がいろいろあることを回答しているとお見かけしたが、いずれにしても ADB からはこうした回答を得ている。それから質問 2 のその他の文書はいずれも SPS の中に書かれているものを拾っていると思うので、これも改めて確認したが、SPS にある通り公開になるというのが ADB 側から得ている回答である。

PID が削除された経緯だが、質問 3 のルールに関してだが、現行の PCP に PID という項目があってどういう場合に掲載し、どういう場合に削除するかは書かれているので、ルールは存在する。そのルールによると、PID は当該事業への ADB の関与が Terminate した場合にウェブ上から削除されるというのが PCP 上のルール。質問 4 だが、今回ウェブ上から削除された理由について我々も ADB に確認したところ、ご指摘があったように事業が流動的という側面はあるようで、我々が聞けたところは民間のスポンサーが変更する可能性があるところも含めて、かなり現地で動きがあり、そういった状況が継続していて進展が見られないということである。これまで載っていた PID の情報で必ずしも最新でなく当てはまらないものが出てきており、情報が最新のものであることが担保できないと考えて ADB はウェブ上から削除したのが理由のようだ。質問 5 に関係するが、ADB として融資検討を Terminate したのかと問うたところ、そうではないと、流動的なので進んでない側面はあるようだが、融資検討を終了したわけでは

ないというのが ADB の説明なので、我々としても今回のウェブからの削除は PCP のルールに厳格に沿ったものなのか、ルールに沿わないイレギュラーな対応をしたのであれば、再度ウェブに掲載し、融資検討を終了するのであれば、6 ヶ月間その旨を書いて削除することが定められているので、そうしてはどうかという申し入れをしたいと思っている。

田辺：

変更点を示したペーパーの中で borrower/client is no longer required to make full draft resettlement plans and indigenous peoples resettlement plans と書いてある。もしそういう話でないのであれば、これは修正すべきだと思う。もう 1 つは、先日 PCP の改訂ドラフトが出ているが、その中での表現は必ずしも Policy Principles を反映している表現ではない。SPS の Safeguard Requirements に借入人は適切な文書を公開すると書いてあって、それはそのまま引用した形で、PCP のドラフトに入っている。もし Policy Principles を適用するのであれば、きちんとこういう文書が公開されるということを書かないと明確には伝わらないだろうと思う。そのまま読んでしまうと、結局適切な文書を公開すれば良いと誤解される恐れがある。Policy Principles に書いてあることと Safeguard Requirements に書いてあることの整合性が必ずしも取れていないことがそもそも混乱の要因であるような印象を受けるが、Policy Principles に基づいてドラフト・完成版・更新版・モニタリングレポートを公開するときちゃんと PCP 上でも書かれた方が良いと思う。

PID の件だが、今回 PID の削除が現行の PCP 上で想定されていないケースで、PID をプロジェクト担当者の判断で削除することは PCP 上そういったことは書かれていない。PCP 上では、プライベートセクター融資は理由を書くといった要件はないが、パブリックセクター融資の PID の場合、Terminate した場合に理由を説明することになっていて、Terminate したのであれば、きちんと PID 上で理由を説明しなければいけない。もし Terminate されるのであれば、少なくともパブリックセクターの PID に関しては理由を記載する必要があると理解している。

議題 4：国際協力銀行の地球環境保全業務について

満田：

GREEN 業務が始まる際に、JACSES が中心となって要請書を出させて頂いた。要請書は議題の別添資料としているが、ポイントは 2 つあって、1 つはリスクの高い大規模水力発電事業、大規模な土地利用転換を伴う産業植林事業・バイオ燃料事業、その他の環境社会リスクが高い案件を地球環境保全業務の枠組みにおいて支援すべきではないということ。もう 1 つのポイントは、土地利用転換も含めたライフサイクルアセスメントに基づいて評価を行い、温室効果ガスの削減効果を公表すべきということ。

質問の 1 点目について、私どもとしては、JBIC が気候変動対策に取り組むことは重要なことだと認識しているが、地球環境保全業務という追加的な業務のみならず、全体の業務の中でも温室効果ガスの削減が求められていると思う。依然として化石燃料採掘やそれを使用する事業が多く、高炭素型エネルギーに融資をしながら、一部をエネルギー改善などの形で融資を行うのはいかがなものか。本来、全体の取

り組みが重要。

2 点目について、対象リストの中には効率改善もあるが、バイオマス事業や大規模な水力発電事業も含まれ得ると考えている。私たちとしては対象リストの中には土地利用転換によって大量の温室効果ガスが排出されてしまう事業も含まれ得ると考えており、評価をきちんと行って公表するべきであると考えているが、お考えをお聞きたい。また、実際に JBIC としてどのように温室効果ガスの把握、審査を行っているか。

3 点目について、対象事業の中に水力エネルギーが含まれている。財務省定期協議を通じて個別案件の水力発電事業における環境社会リスクを指摘しているが、世界ダム委員会の評価によって多くの指摘がされている。そこで引き出された教訓は案件形成時の重要性。世界銀行等では案件形成のスキームを持っていて支援しているはずだが、先程議題に上がったナムトゥン 2 水力発電所事業のように、それでもなお環境社会影響が現実に出ている。こうした中、案件形成時に関われない JBIC が大規模水力事業に関わることのリスクを私どもは懸念している。少なくとも地球環境保全業務からは外すべきではないか。仮に融資するのであれば世界ダム委員会で示された戦略的優先事項、あるいはそのガイドラインを順守すべきではないか。

4 点目について、日本を含む OECD 諸国において、WCD について言及されており、最終報告のコアバリュー、戦略的優先事項などを認識していくと書かれているが、実際に JBIC が水力発電の審査の時にこういったポイントをどのように審査されているか。

MOF 米山：

事実関係として認識して頂きたい点が 2 つある。確かに法律を改正し、それを受けた形で JBIC において地球環境保全業務が始まるが、JBIC において地球環境の保全を目的とする業務を行っていないということではない。何が新しいかと言うと、これまでの JBIC 業務では国際金融秩序の維持のための業務以外においては、日本企業の支援でなければできなかった。日本企業に関係するものであれば、これまでも環境に非常に良いものはやっていた。今回の法改正において、日本企業が関与しない場合であっても出来るようになった。本質的に JBIC の業務の中身が変わったわけではないことを確認させて欲しい。もう 1 点、JBIC には環境社会配慮ガイドラインがある。旧 JBIC の時代からあり、その後改訂されているが、ガイドラインは法律の改正前後で変わるものでなければ、今回追加された業務も当然、ガイドラインが適用される。

したがって、新たに追加的なものを行う前に JBIC として全体の環境配慮を行うべきということだが、それは当然にこれまで行って来たことであり、これからも行っていくことだと思う。各プロジェクトの審査においては、環境社会配慮ガイドラインを踏まえた上でやっていくが、環境社会配慮ガイドラインに書かれていない点であっても、例えば温室効果ガスの排出が少なくなる形で現在も審査が行われているし、そういった形でプロジェクトが作られれば、より効率的なプロジェクトになるので、他の国際金融機関でも行われていると思うが、JBIC においても同じような形でこれまでも行われていると思うし、こ

れからも変わらないと思う。

続いて、リストにはいろいろなものが載っている。水力もちろん載っているが、土地利用転換も評価に含めるべきということだが、法律改正を行って新たな業務が追加されたが、具体的にどのように行うか、温室効果ガスをどのように検証していくかについては確たるものが出ているわけではないが、非常に大事な話なので JBIC で有識者を集めて、JBIC 以外で存在している枠組みがあるので、国連気候変動枠組条約の下で設けられた CDM という制度を運用するに当たっては、排出量を厳しく検証していかなければならないので、これが一つの国際的なスタンダードなのだと思う。こういったものも参照するし、国内的にも国内クレジット制度が設けられているので、国際的な制度、国内で動いている制度を参考にしつつ、それだけでは不十分であれば、有識者の意見も伺いながら、現在 JBIC において具体的な基準を検討していると聞いている。私どもが承知する限りでは、国連の気候変動枠組条約で運用されている CDM では、ベースラインを設定する際に必ずしも土地利用転換も含めた形で行っているとは承知していない。さらに審査手法については今申し上げた通り。

水力の点について、世界ダム委員会の報告書が出ているので、私どもも承知しているし、OECD に加盟している国も、前のものになるが、これが出た段階できちんと踏まえた形で行っていくというステートメントを発表しているので、そのステートメントについて異存はないし、これからは当然のこととしてステートメントを踏まえた形でやっていくことになる。政府として踏まえている以上、JBIC として当然に取り組んでいくことになると思う。

世界ダム委員会の報告書を具体的にどのように適用していくかについては、最初に申し上げた通り、水力は環境社会配慮ガイドラインで明示的に示されているセクターなので、これまでのガイドラインを適用してきたが、これからは環境社会配慮ガイドラインに基づいてきちんとやっていくことになる。環境社会配慮ガイドラインは世界ダム委員会の報告書が出たことを踏まえてきちんと作られていることだと思うので、今後ともそれに従ってやっていくこととなる。

最後に、世界ダム委員会の報告書が具体的にどのように審査に反映されているか、質問があったが、環境社会配慮ガイドラインは世界ダム委員会の報告書を踏まえて作成されているので、ガイドラインに従って審査が行われることになると思う。今回ダム委員会の報告書を読んだのは 2 回目になるが、改めて確認したところ、かなりの点で重なっている。もちろん報告書が網羅的に作られているので分量は大幅に違うが、原則は JBIC のガイドラインにも反映されているし、皆様とも御相談させて作られているので、反映していなければ存在しなかったと思う。代替案を作ること、分析すること、様々な方の参加を得ること、アカウンタビリティを確保すること、十分な調整をすること、非自発的住民移転に対応すること、先住民族に対応することは書いてあるので、ガイドラインが実際のプロジェクトにきちんと適用されていくかに掛っていると思う。

満田：

事実確認だが、前は日本企業が関与していたが、新たな枠組みでは必ずしもそうではない、つまり GREEN

事業においては日本企業の関与がなく相手国政府が実施主体であっても融資できるということか。

MOF 米山：

今までは日本企業のためでなければやれないという法律上の建てつけになっていたが、今後は日本企業が一切関係ない場合であっても、地球環境の保全に役に立つことであればできるということが、今回の法改正の特徴である。

田辺：

法改正の区分けはその通りだが、GREEN のスキームには温室効果ガスの把握があるので、スキーム上は別途区分けがあるのではないか。日本企業が関与するプロジェクトでも把握という仕組みが入ってくるのか。

MOF 米山：

GREEN については日本企業が関与しない形でただ地球環境の保全を目的として行うもの。日本企業が関係する場合は GREEN ではなく、もともとの JBIC の業務になる。

満田：

地球環境保全業務というネーミングの割には気候変動対策のスキームになっていると理解している。生物多様性やその他の環境問題がある中で、気候変動対策という狭いスコープの地球環境になっているが、気候変動対策であるならば温室効果ガスの公表は必要だ。私たちがなぜ土地利用転換にこだわっているかと言うと、例えば先程の水力発電ダム、あるいは森林伐採が伴うような植生の除去が伴う案件は、温室効果ガスの排出源になっているという報告が相次いで出ており、例えば UNEP が出している報告では、バイオ燃料開発から出る温室効果ガスは場合によっては石油の 2000 倍にもなるという。スコープの取り方によって左右される。JBIC が有識者を集めて手法について検討されていると理解したが、検討した結果、どのように把握・公表を行うのか、しっかりやって頂きたい。

MOF 米山：

ご質問されていることの 6、7 割はまさに国会で行われたやり取りと同じなので、議事録を見て頂くとさらにご理解頂けると思うが、なぜ地球環境保全業務になっているかというと、まさにそのような法律だからである。温暖化対策だけを行うのであれば地球環境保全とはならない。確かに現段階において中心的なものは温暖化対策になるが、それ以外のものを排除する必要はない。むしろ排除することは不適切であるという考えに基づいて今回の法律改正においては、文言上は地球環境の保全になっている。JBIC は金融機関であり無償のお金を配るところではないので金融的手法を用いて業務を行うと、現段階においては温暖化対策が自ずと中心になってくる。

個別のプロジェクトにおいて温室効果ガスを把握するのはおっしゃる通りであり、それができないのであれば JBIC がこの業務をやる価値はないと思う。JBIC は本来的には日本企業支援のために作られているので、それ以外のところに手を広げていくのであれば自ずと政策上の付加価値がなければいけない。

その政策上の付加価値としてやるのであれば、きちんとした形で地球環境の保全が図られていることを説明してもらわなければならない。個別のプロジェクトごとに、温暖化対策であれば削減効果を発表し、継続的にモニタリングをしていかなければならない。業界では MRV といい、モニターし、レポートし、検証するという。国際開発機関にもそこまで MRV が確保されているところはないと思うが、どこまで MRV を徹底させることができるか、JBIC に課された課題なのだと思う。国際的な動きがあってより適切なものがあれば、随時それに合わせてやり方を変えていくことになる。

議題 5：サハリン I の環境社会配慮と JBIC の融資承認について

渡辺：

今年の 4 月に国際協力銀行がサハリン天然ガス石油開発事業に対して融資の承諾を行ったが、同事業の環境社会配慮については FoE Japan をはじめ、国内外の市民団体から懸念が表明されていた。特に大きく分けて 2 点あり、1 つは日本のステークホルダーに対する情報公開が不十分ではないかということ、もうひとつは絶滅が危惧されているニシコクヅラへの緩和策が事業者の方で十分に取られていないということ。

JBIC の融資が決定して以降、現在に至るまで、これらの指摘に対して改善点は見られていない。JBIC の環境チェックレポートでも、市民社会の懸念に応えるものになっていない。添付資料としてすでに送っていると思うが、意見書を JBIC に提出している。財務省にも CC させて頂いた。こうした状況における JBIC の融資承認はガイドラインを十分に満たしておらず、サハリン I に近い場所で同じように開発を行っているサハリン II と比べても同レベルに達していないと考えている。

そこで質問として市民団体から指摘されている情報公開や生態系などの点について、財務省はガイドラインを十分に満たしているとお考えか、ということと、十分に満たしているとお考えであればその理由をお聞かせ願いたい。

2 点目は、サハリン II と同レベルの環境社会配慮水準が確保されるべきだと考えているが、この点に対して財務省はどのようにお考えか。

最後に、融資承認に先立って市民団体から懸念が挙げられたが、これらの懸念に対して適切な対応がないまま融資承認に至ったと感じており、この点について財務省としてどのように評価しているのか、お聞かせ頂きたい。

MOF 石田：

まず 1 点目に日本のステークホルダーへの情報公開という質問があったが、北海道の方々が念頭に置かれると理解しているが、JBIC に聞いたところ、随時、情報交換、意見交換の機会を設けているとのことである。今後の話になるが仮に何か問題が生じることがあれば、その際はステークホルダーの方々のご意見を踏まえた上で、借入人を通じて事業者に対して適切に働き掛けていきたいとしている。

ニシコクジラの保護対策については、事業主体であるエクソンは、自分たちが抱えている専門家のみならず、国内外の専門家の助力も頂いて保護の体制を整えている。海洋哺乳類保護計画も策定した上で、影響の低減を目指しているとのこと。さらにサハリンⅡの事業者の SEIC とともにニシコクジラのモニタリングプログラムを実施していると聞いている。この辺りを踏まえて、JBIC として、または我々としても環境社会配慮ガイドラインの違反はないと認識している。またニシコクジラについても、JBIC は SEIC と一緒に行っているモニタリングを通じた上で何か問題があればこちらからも働き掛けをしたいとのことだ。

質問 2 について、JBIC としては融資を行うに当たって、環境社会配慮が適切に行われているかの確認をする。サハリンⅠの環境社会配慮についても、きちんと環境社会配慮対策は取られているかについて環境審査の過程でチェックし、その結果、問題はないと判断し、融資に至ったと報告を受けている。1 つご理解頂きたいのは、サハリンⅠとサハリンⅡで事業者が異なること。エクソンと SEIC だが、事業者が環境社会配慮の主体かどうかということ。もう 1 つはサハリンⅠとサハリンⅡでは JBIC の占める地位も異なること。JBIC はサハリンⅡでは実施主体である SEIC に直接貸しているのに対して、サハリンⅠではソデコというサハリンⅠのコンソーシアムを形成している一員ではあるが、オペレーターそのものではないところにお金を貸している。そういう構造だと事業実施主体に対してどれくらい話が出来るかにも違いが出てくる。そのような中で JBIC はソデコを通じて、働き掛けを行っている。

質問 3 について、サハリンⅠの融資にあたっても、JBIC は FoE Japan のお話、懸念点があるという話は伺っているので、その辺りも借入人のソデコに何度も話をし、働き掛けを行っている和我々も評価している。そういう意味で適切に対応していると評価している。

渡辺：

質問の 3 点目でソデコに働き掛けをしているという話だったが、JBIC が市民社会に対して説明がなかったと考えているが、市民社会に対するアカウンタビリティという意味では財務省としてはどのように判断しているか。お聞かせ頂きたい。

MOF 石田：

市民社会の代表である FoE Japan さんにご回答申し上げているという点ではひとつのご回答になると思う。先程も申し上げたが、JBIC はサハリン関係で窓口を閉ざすということはなく、お話を頂戴したときには対応しているし、協議会の場でサハリンⅠにおいても意見交換していると理解している。

渡辺：

まず 1 点目の情報公開に関して北海道のみなさんと適宜情報交換されていたということで、北海道の方々がステークホルダーとして重要な位置を占めていることには異論はないが、一方で北海道の方々だけでなく、研究者も含め広く日本の一般市民が関心を有しており、サハリン・ジャパン・ワイルドライフ・ネットワークなどいくつか名前が出ているが、サハリンの問題に関心を持っている日本の方々から、情

報公開について不十分ではないか、特にサハリンⅡと比べてあまりにも違うということで、せめて基本的な文書であるEIAを英語で公開して欲しいとJBICにお伝えして来ているが、こういったことに対して何ら進展が見られないままトントンと融資承認に至ってしまったことは、一義的に環境社会配慮の主体が事業者であることは重々承知しているものの、一方でサハリンⅡでは市民の意見を反映させようということでフォーラムを13回も開いて、非常に頑張っていた事業なわけで、例え事業者が異なっているとしても、そこと非常に近い場所で同じような事業をやるので、影響も生じるわけで、オープンな場で説明するようなこともなしに融資を決めてしまったことはJBICの対応が後退していると考えている。

もちろんJBICのレバレッジという意味で違うことは承知しているが、ソデコは経済産業大臣が50%の株式を持っている国策企業なので、日本政府が本気になればもう少しエクソンへの働き掛けができると思うが、私たちとしては事業者の違いに関わらず、環境影響として同じように生じるのだから、きちんと環境社会配慮を行って欲しいと求めているが、サハリンⅠについては進展が見られないまま、ソデコに伝えたとしても何も起っていない。十分な説明もないままだったので、JBICのアカウンタビリティとしても、環境社会配慮としても遺憾に思っている。

MOF 石田：

サハリンⅡについてJBICの取り組みを評価して頂き、個人的にうれしい。ひとつご理解頂きたいのは、JBICはサハリンⅠについてもやれることはきちんとやっているということ。今、トントンと融資が進んでしまったという話があったが、ソデコに対しては何回も連絡を取って、出来ることはないのかと言っている。何も進展がないまま融資に至ったという指摘があったが、FoE Japanさんがエクソンに対してレターを出されたと思うが、それに対しソデコからエクソンがちゃんと話を聞くようにとのレターを出していると認識している。JBICからの働き掛けだけでやったと言うつもりはないが、目に見える何かが出来たのではないかなと思う。これで満足という趣旨ではなく、今後も何か問題があればJBICは借入人を通じて働き掛けを行っていくことは申ししており、財務省も何か起こった時には対応するよう言っていきたい。

渡辺：

JBICはJBICなりにやってきたという財務省さんの解釈があるが、何を確認したか、もう少し環境チェックレポートの中で示すことが出来ないのかと感じている。JBICには直接言っていないが、例えばニシコクジラについて、各種保護計画に従って対応すると書かれており、これでは市民社会が何を懸念していて、どのように答えているかが見えない。透明性のある公開プロセスで独立性のあるサハリンⅡが持っているようなパネルへの参加を求めてきた。JBICとして確認して融資を決定したということだったが、もう少しJBICのアカウンタビリティを高めるよう財務省としても働き掛けて欲しい。

松本：

サハリンの議論のところで良く出るのは、近いところにたくさんの鉱区があって、日本が関わるかどうかに関わらず、ここは拡大していこうということ。しかも北海道に近いところで行われ、かつエネルギー源の輸入先を分散する重要性はあるので、サハリンがどんどん拡大していった日本の手には負えな

い状況になり、何らかの事故が起きた時、日本が関わっているのはサハリンⅡだけとか、サハリンⅠのときにも枠組みを作らなかったとかいう議論が、将来、無きにしも非ずだと思っている。だからこそサハリン全体としてしっかり油漏れであったり、鯨の保護であったり、当然Ⅱがひとつの雛型でⅡをみんなと真似ていこう、韓国もこの水準で行こうというのをロシア政府と一緒に作っていく必要があると思う。私たちもガイドラインのアプローチは作ってきたが、ガイドラインで単に一つの審査をただけでなく、サハリンⅡをスタンダードに、サハリンの今後の開発が行われていくよう、外務省に言ってくれとなるのかもしれないが、サハリンのご経験を十分に持っている財務省からもう少し働き掛けをして頂きたい。私たち NGO も日本はこういうことをやる国なのだと胸を張って欧米やロシアの NGO に言える。将来的なことを踏まえると、オペレーターではないからという理由、もし渡辺さんが指摘したようなことがあったら、今後にとっても不幸かと思う。ここをうまく乗り切れればⅢ、Ⅳと日本が関係ない時があったとしても良くなる。

MOF 石田：

そういう意味でも、サハリンⅠもⅡも含め、サハリンプロジェクト全体について広く話し合う、サハリンプロジェクト協議会が開催されており、JBIC も参加している。

清水：

今回、非常に残念だったことは、サハリンⅡで、鳴り物入りで作った生物多様性グループ。ロシアと日本の専門家が入って作ったグループだが、この TOR にはサハリンⅡだけではなくサハリン島全体の生物多様性について取り組むことになっていた。ここでサハリンⅠについて話し合われたことはない。今回、サハリンⅠの事業主体もここに取り込むチャンスだった。クジラのことについても IUCN が作ったパネルはサハリンⅡがきっかけとなって出来たパネルではあるが、TOR はもっと広い。これもいろいろな障害で現実にならなかった。サハリンⅠでこのような結果になったのは残念だ。

満田：

情報へのアクセスの問題である。渡辺が示したリストで一目瞭然であるが、圧倒的に違う。後退と言われても仕方がない。先程おっしゃった事情はあると思うが、日本のステークホルダーが環境アセスメント報告書という一番基本的な文書にすらアクセスできていない中で、ソデコがレターを書いたかもしれないが、結果として情報が公開されていないのは非常に残念。環境チェックレポートも正直がっかりしている。環境社会配慮ガイドラインの改訂の中で大きな議論になり、ガイドラインには盛り込まれなかったものの JBIC、NEXI とともにもっと説明責任を果たす環境チェックレポートを作っていくとおっしゃっていた。少なくとも市民社会から指摘された点については環境チェックレポートの中で書いて頂きたい。

議題 6：ODCD/コモンアプローチの改訂について

清水：

昨年よりコモンアプローチの改訂が始まっている。これについて、今年 1 月には提言書を提出した。一

方、コモンアプローチの実施については、ピア・レビューが実施され、その集計結果が公開されている。今回のピア・レビューは、過去実施されたものに比べ、改善が見られたことは歓迎したい。今回のピア・レビューの集計結果を踏まえて、課題が見られた点については積極的にコモンアプローチ強化に反映させるべく取り組むべきである。

質問の1点目は、財務省として、大枠でのスタンスがあれば教えて頂きたい。2点目は、財務省として、CA改訂を通じて確保したいと考えている点はどのような点か。3点目は日本政府を含め、ECGのメンバー各国はCAの改訂に関する意見をECGに提出したという情報があるがこれは事実か。事実であれば、それを公表して頂きたい。4点目は、ECA Watchからのレターにもあるが、今回のピア・レビューの集計結果からいくつか課題が見えてきたと思う。その1つが実効性の担保。4つの事例を上げたが、この実効性の担保について今回の改訂の中で財務省としてどのように考えているか。5点目は、その他、書簡について御意見があればお聞かせ頂きたい。

MOF 玉木：

質問の1点目について、まさに環境社会配慮は重要。財務省としても、これまでのコモンアプローチの作成・改訂においても関係諸機関と協力して貢献してきた。今回の改訂においても後退したと見られないよう取り組んでいきたい。コモンアプローチの運用も重要だと思っており、そういう方向で取り組んでいきたい。

質問の2点目について、今後メンバー間で交渉していくことなので詳細を申し上げることは控えたいが、コモンアプローチはECGメンバーで取り組んでいるところではあるが、環境社会配慮についてはECGメンバーのみではなく、非メンバー国へのアウトリーチが重要だと思う。多くのメンバー国もそう思っているのではないかと。近年、中国等の非メンバー国の輸出信用供与が増大しており、これらの国でも環境社会配慮を確保することが重要。非メンバー国へのアウトリーチについてはコモンアプローチに限らず、これまでもECGにおいて取り組んでいる。なかなか難しいところもある。これらの国に対するNGOの働き掛けも効果的ではないかと思う。

質問の3点目について、コモンアプローチ改訂への最初の意見は伝えている。昨年11月にECGメンバーとCSO側とのコンサルテーション会合が行われ、ECG事務局からスケジュールについて説明があったと思うが、それに基づいて議論が進められている。前回会合は4月の予定だったが、アイスランドの噴火の影響があり、中止となり、次回は6月に議論が行われる予定になっている。メンバー間で議論中であるので、各メンバーの意見の詳細は控えたいが、6月会合でもCSO側とのコンサルテーション会合が予定されており、事務局側から状況の説明が何かしらあるのではないかと。

質問の4点目について、実効性確保は重要で、環境社会配慮の確保、メンバー間の公平な競争の確保の観点からも重要。これを確保するためにCAをレビューするメカニズムもある。問題のある点については環境実務者会合でも議論されていると承知している。引き続きこのような議論を通じて確保していきたい。また、実効性確保についてはメンバー国の間のみでなく、非メンバー国への働き掛けも重要だと考

えており、議論を進めていきたいと思っている。

質問の5点目について、CSO側からのインプットは重要だと考えており、ECG全体としてもそのような理解であると認識している。実質的な議論は今後6月以降行われていくことになると思うが、CSO側の意見も十分考慮して進めていくことが重要である。

清水：

質問2への回答で、非メンバー国へのアウトリーチが必要とのことだったが、おっしゃる通り非常に重要だと思う。しかし、コモンアプローチのレベルを高めていくと、非メンバー国が入りづらくなるのではないかという議論があると聞いている。財務省は、コモンアプローチについて積極的に貢献したいし、後退したと思われぬようにやりたい、とおっしゃっている一方で非メンバー国へのアウトリーチの重要性についても言及されている。財務省としてはどこを目指しているのか。また、コモンアプローチの各項目について具体的に改訂の方針があれば教えて頂きたい。

MOF 玉木：

最初の質問はまさにジレンマというか難しいところだが、重要なのは、非メンバー国へのアウトリーチを理由に今のコモンアプローチが引き下げられてはいけないと考えている。どこを目指すかはバランスの問題もある。各国ECAがどこまでできるかという問題もある。ECAウォッチのレターを見てみると、実効性確保や対象範囲についての意見が中心なのかと思うが、実効性の確保は重要だと思っているし、ピア・レビューの実施などを通して引き続き確保に努めていきたい。ただ、現在、CAは指針のような位置づけになっているので、CAを直接適用するように義務化すると各ECAは調整を行わなければならないかなり困難ではないか。

清水：

非メンバー国の中にコモンアプローチに入る時にこの項目があるから入りたくないという意見はあるのか。また、今の見解は日本政府の御見解と考えて良いのか。コモンアプローチの中で情報公開が重要だと思うがどう思うか。今回JBICのガイドラインで議論になったモニタリングレポートの公開やEIAの翻訳版の公開などが議論になったが。

MOF 玉木：

少なくともECG会合の場では非メンバー国からこれがいやだから入れないという個別具体的な話は聞いたことがない。彼らは表向きにはもっと前向きな言い方をするだろう。厳密な意味での日本政府の見解を聞かれるのであれば経産省に問い合わせていただきたい。情報公開について重要なのは間違い無いが、どこまでできるかは各国の法制度等の状況にもより一律に決めるのは困難ではないか。

古沢：

非メンバー国に対して、こういうメリットがあるといったような働きかけはしていないのか。

MOF 玉木：

どのような働きかけが有効かという議論はしているが、こういった実利があるかを具体的に示すのはなかなか難しい。抽象的に言えば、国際社会の中でのスタンダードに適合しているというレピュテーションとかはあるが、非メンバー国にとっては今まで自由にできたのに何で入らなければならないのか、という意見もあるのではないか。ただ、働きかけていかないと競争条件の確保や我々の環境社会配慮の取組の意味が薄れてしまうので、今後も取り組んでいかなければいけないが、なかなか難しい。